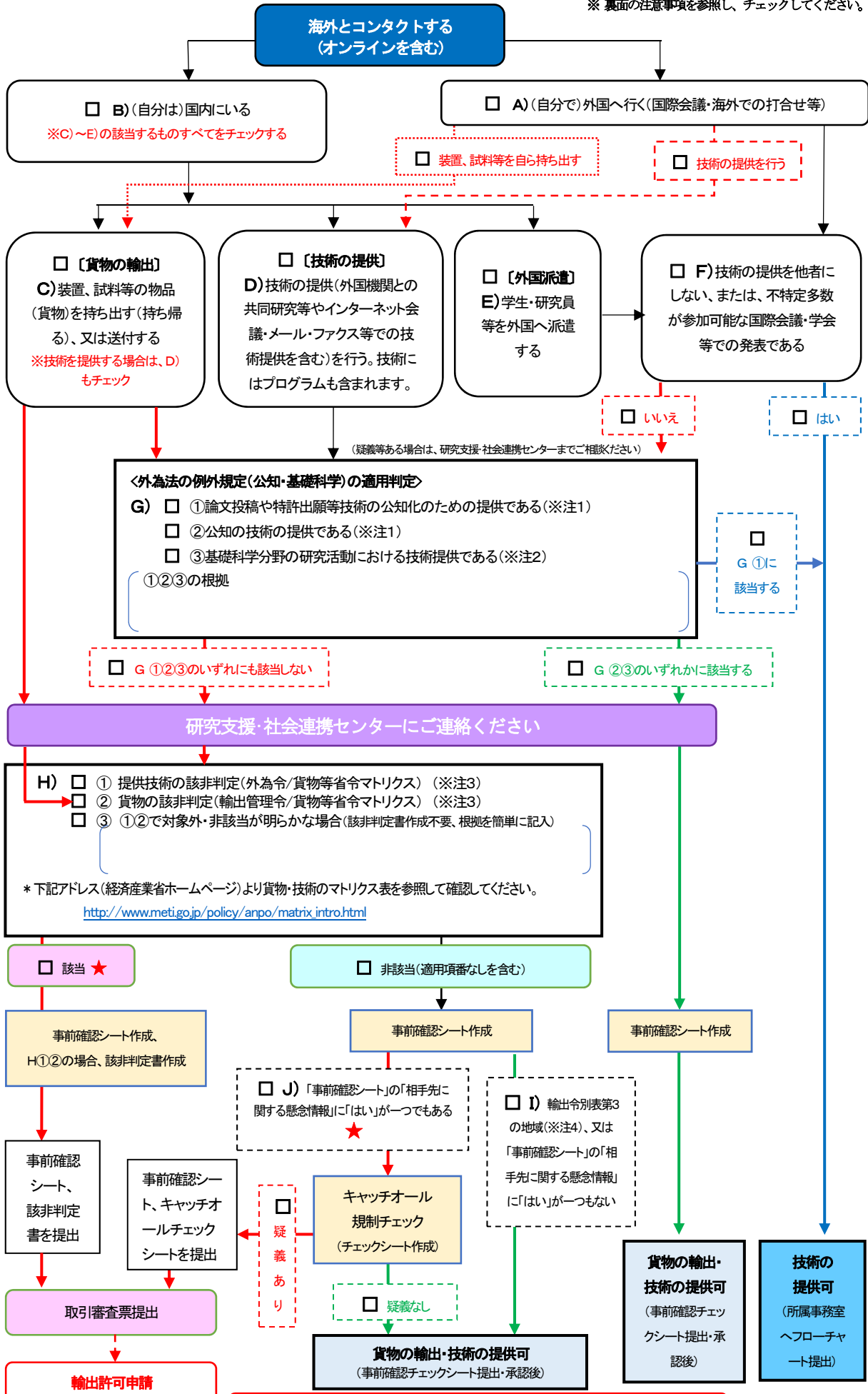


安全保障輸出管理 (技術の提供・貨物の輸出) に関するフローチャート (以下のフロー図に従って□にチェック (■・☑) を入れてください)

作成年月日	年 月 日	所属・職	氏名	印
-------	-------	------	----	---

※ 裏面の注意事項を参照し、チェックしてください。



★の段階で「該当する」場合は、研究支援・社会連携センターへご相談ください。

フローチャートチェック時の注意事項

C) 貨物の輸出 D) 技術の提供の定義等は以下のとおりです（摂南大学安全保障輸出管理規定第2条）

C) 貨物の輸出

- a 外国を仕向地として貨物を送付すること
- b 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること
- c 外国に向けて貨物を携行すること

※海外出張で自己使用のパソコン、デジタルカメラ、スマートフォン以外に、装置、試料等を持ち出す場合はチェックが必要

D) 技術の提供

- a 非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう)への技術の提供
- b 非居住者へ再提供されることが明らかな居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう)への技術の提供
- c a または b を目的として技術情報が記載または記録された記録媒体を輸出する行為
- d a または b を目的として技術情報を電気通信により送信する行為

※居住者・非居住者、日本人・外国人等の解釈・運用については以下を参照

「非居住者」、「居住者」の定義は以下のとおりです（外国為替法令の解釈及び運用について 蔵国第4672号 昭和55年11月29日）。※赤下線、青下線、下線なしの順に適用し、居住性を判断します。

	居住者	非居住者
日本人 の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①: <u>日本の在外公館に勤務する者</u> ②: ①③④⑤を除く全ての日本人 	<ul style="list-style-type: none"> ③: <u>外国にある事務所に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者</u> ④: <u>2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者</u> ⑤: <u>出国後外国に2年以上滞在している者</u> ⑥: <u>上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</u>
外国人 の場合	<ul style="list-style-type: none"> ⑦: <u>日本にある事務所に勤務する者</u> ⑧: <u>日本に入国後6月以上経過している者</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨: <u>外国政府又は国際機関の公務を帯びる者</u> ⑩: <u>外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（外国において任命又は雇用された者に限る）</u> ⑪: ⑦～⑩を除く全ての外国人
法人等 の場合	<ul style="list-style-type: none"> ⑫: <u>外国法人等の日本にある支店、出張所その他の事務所</u> ⑬: <u>日本の在外公館</u> ⑭: ⑬⑮を除く日本法人等 	<ul style="list-style-type: none"> ⑮: <u>日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</u> ⑯: <u>日本にある外国政府の公館及び国際機関</u> ⑰: ⑮⑯を除く外国法人等

※上表によらずアメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者です。

外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定（技術の提供）（貿易関係貿易外取引に関する省令 平成十年通商産業省令第八号）

G) (※注1)における「公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするための当該技術を提供する取引の例」とは、以下のものを指します。（貿易外省令第9条第2項第9号）

- (1) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- (2) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供
- (3) あらかじめ設定された工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- (4) ソースコードが公開されているプログラムの提供
- (5) 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

G) (※注2)における基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引について。（貿易外省令第9条第2項第10号）

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものです（例：宇宙の生成過程に関する研究、素粒子理論に関する研究等）。

工学系の場合はほとんどの研究が応用研究・開発につながる可能性があるため、外為法上の基礎科学分野の研究活動に該当する場合は非常に少ないと思われます。「大学の研究」＝「基礎科学分野の研究活動」ではないことに注意してください。疑義等がある場合は、研究支援・社会連携センターまでご相談ください。

H) (※注3) 該非判定について

○当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、研究支援・社会連携センターへおたずねください。

○非該当又は対象外が明らかな場合の理由【例】

- ・ フラーレン (C60)の海外への送付 (対象外)
- ・ 表面を多孔化処理した Si ウエハ基板 (非該当)
- ・ 市販テフロンシートの海外への送付 (非該当)
- ・ CaCO₃の粒度分布の解析データ(Excel) (非該当)

○下記アドレス（経済産業省ホームページ）より貨物・技術のマトリクス表を参照して確認してください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

I) (※注4) 輸出令別表第3の地域（26か国）について（キャッチオール規制の対象外）

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク